

公 示 送 達 書

令和8年10月19日

下記の書類は北海道労働局総務部労働保険徴収課に保管してありますから来課の上受領してください。

北海道労働局長 村松 達也



書類の送達を受けるべき者	住 所	札幌市中央区南1条西7丁目20番地1札幌スカイビル6階C号	氏 名	合同会社Newface
送達する書類名	差押調書謄本、労働保険料の差押えについて			
(注 意) 国税通則法第14条第3項の規定により、この掲示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。				